

1 過去の事例

(1) 第一次産業関係の法的措置及び警告事例（最近10年間）

件名 (措置年月日) (適用法条)	内容
あきた北農業協同組合 及び(株)本家比内地鶏に 対する件 (令和元年7月3日 警 告) (独占禁止法第19条 (一般指定第12項〔拘 束条件付取引〕))	平成17年4月頃から平成31年1月頃までの間、部会員 が生産する比内地鶏の販売に関して、次の行為により、不当に 拘束する条件を付けて取引していた疑い。 部会員との間で (1) あきた北農業協同組合の指定する出荷先以外への出荷が 無い者であること、比内地鶏の雛の数量に係るあきた北農 業協同組合の定める導入計画を遵守できる者であること等 の条件を満たす者と取引する旨 (2) 前記(1)に違反した場合には契約を解除して出荷停止がで きる旨 等を内容とする「比内地鶏委託販売契約書」と称する3者連名 の契約を締結した上で ・ 前記(1)の出荷先を本家比内地鶏に限定する ・ 前記(1)の導入計画における雛の数量を本家比内地鶏の販 売計画に合わせて調整する などにより、部会員に対し、生産した比内地鶏を本家比内地鶏 以外に出荷しないようにさせるとともに、導入する比内地鶏 の雛の数量を遵守させている疑いのある行為を行っていた。
平成30年(措)第7号 大分県農業協同組合に 対する件 (平成30年2月23日 排除措置命令) (独占禁止法第19条 (一般指定第4項〔取引 条件等の差別取扱い〕))	大分県農業協同組合は、こねぎの販売受託に関し、個人出荷 を理由として味一ねぎ部会を除名された5名に対して、味一 ねぎに係る販売事業及び集出荷施設に係る利用事業を利用さ せない行為を行っている。
平成29年(措)第7号 土佐あき農業協同組合 に対する件 (平成29年3月29日 排除措置命令)	土佐あき農業協同組合は、なすの販売を受託することがで きる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了 承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からな すの販売を受託していた。 (1) 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を

<p>件名 (措置年月日) (適用法条)</p>	<p>内容</p>
<p>(独占禁止法第19条 (一般指定第12項〔拘束条件付取引〕))</p>	<p>除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。</p> <p>(2) 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収された系統外出荷手数料(農協以外の事業者に対する販売金額の3.5%)について、自らの販売事業の経費(農協職員の人件費等)に充当していた。</p> <p>(3) 支部園芸部の定めた罰金等(注)を収受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。</p> <p>(注)一部の支部園芸部においては、支部員がなすを生産した場合に通常収穫できる見込みを立てた上で、園芸連へのなすの出荷重量が一定重量に満たなかった支部員から、当該満たない重量に重量当たりの一定額を乗じた金額を罰金等として徴収する旨を定めていた。</p>
<p>平成27年(措)第2号 福井県経済農業協同組合連合会に対する件 (平成27年1月16日 排除措置命令) (独占禁止法第3条(私的独占の禁止))</p>	<p>福井県経済農業協同組合連合会は、特定共乾施設工事について、受注予定者を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させることによって、これらの事業者の事業活動を支配していた。</p>
<p>山形県庄内地区に所在する農業協同組合に対する件 (平成26年9月11日 警告) (独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止))</p>	<p>山形県の庄内地区に所在する5農協が、特定主食用米の販売手数料について、平成23年1月13日に山形県酒田市所在の全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所で開催した5農協の組合長による会合において、特定主食用米の販売手数料を平成23年産米から定額とするとともに、その算定方式及び金額については、営農担当部長級の者の中で検討することとし、それを受けて同年2月1日に同所で開催した5農協の営農担当部長級の者による会合において、特定主食用米の販売手数料を平成23年産米から1俵当たり410円(消費税相当額を除く。)を目安として定額とすることとし、特定主食用米の集荷分野における競争を実質的に制限していた疑い。</p>

(2) 漁業関係の主な注意事例（令和元年度以降）

- ・ 漁業協同組合 A は、組合員に対し、漁獲した水産物を A が開設した市場以外の場所で販売することを禁止していた（令和 3 年度 東北事務所）。
- ・ 漁業協同組合 B は、組合員に対し、漁獲物を B 以外に出荷することを禁止していた（令和 3 年度 近畿中国四国事務所）。
- ・ 漁業協同組合 C は、組合員に対し、水揚げした漁獲物の全量を C に出荷するよう要請していた（令和 3 年度 九州事務所）。
- ・ 漁業協同組合 D は、組合員に対し、漁獲した全ての水産物を D に出荷するよう要請していた（令和 3 年度 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室）。
- ・ 漁業協同組合 E は、漁獲した水産物を E に出荷する組合員に対し、E 以外へ水産物を出荷する際に手数料を徴収することとしていた（令和 3 年度 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室）。
- ・ 養殖漁業者を部会員とする団体 F は、部会員が消費者に提供又は販売する水産物の価格を決定していた（令和 2 年度 九州事務所）。
- ・ 漁業協同組合 G は、G に漁獲物を出荷する組合員に対し、G 以外へ漁獲物を出荷した際に「手数料」と称して金銭を徴収することとしていた（令和元年度 九州事務所）。

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ハ （略）

ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ・ヘ （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔確約手続に係る通知〕

第四十八条の二 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となつた行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項（第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

一 当該行為の概要

二 違反する疑いのある法令の条項

三 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

〔排除措置計画に係る認定の申請、認定、申請の却下、計画変更に係る認定〕

第四十八条の三 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第四十八条の五までにおいて「排除措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八条の五において「排除措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

② 排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 排除措置の内容

二 排除措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

③ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除措

置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであること。
- 二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

④～⑨ (略)

〔排除措置計画に係る認定の効果〕

第四十八条の四 第七条第一項及び第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の九第一項及び第二項、第八条の二第一項及び第三項、第十七条の二、第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。次条、第六十五条、第六十八条第一項及び第七十六条第二項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。

〔排除措置計画に係る認定の取消し〕

第四十八条の五 公正取引委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定で、第四十八条の三第三項の認定を取り消さなければならない。

- 一 第四十八条の三第三項の認定を受けた排除措置計画に従つて排除措置が実施されていないと認めるとき。
- 二 第四十八条の三第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

②～④ (略)

○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（排他条件付取引）

11 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

（拘束条件付取引）

12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。